

Ⅱ 訪問型職場適応援助促進助成金

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による援助の事業を実施する事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着の促進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の「対象労働者」の職場適応のために（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）が作成又は承認するジョブコーチによる支援計画（以下「支援計画」という）において必要と認められた2に該当する支援を、3に該当する訪問型職場適応援助者（※1）に無償で行わせた場合に受給することができます。

※1 事業主が訪問型職場適応援助者を雇用している場合、事業主または法人の役員が自ら訪問型職場適応援助者となる場合が支給対象となります。

1 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、申請事業主とは別の事業主に雇用されている、次の（1）と（2）に該当する者で、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れまたは雇用の継続が困難であると認められる（※2）者です。

※2 障害者総合支援法に基づく就労継続A型事業所の利用者としての就労を継続するための支援に関する計画は除きます。

（1）次の①～⑤のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 発達障害者
- ⑤ 地域センターが作成する職業リハビリテーション計画において、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認められる者

（2）支援計画の開始日において65歳未満である者

2 訪問型職場適応援助者による支援

対象労働者を雇用する事業主からの要請を受けて、当該対象労働者の職場適応を図るため、支援計画に記載された次の（1）～（4）等の支援

- （1）支援計画の策定
- （2）支援対象障害者に対する支援
- （3）事業主に対する支援
- （4）家族に対する支援

3 訪問型職場適応援助者

次の（1）～（4）のすべてに該当する者であること

- （1）訪問型職場適応援助者養成研修等（※3）の受講者であること
- （2）障害者の就労支援に係る業務経験が1年以上ある者であること
- （3）訪問型職場適応援助者として活動する際に、労働災害に対応できる傷害保険等に加入していること
- （4）国等の委託事業費から人件費が支払われていないこと

※3 この他にも該当する養成研修がありますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～8ページ）のAの要件に該当し、かつ、Bの要件に該当していないことが必要です。

その他、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 次の（１）～（３）のいずれかに該当する障害者の就労支援を行う事業主であること
 - （１）障害者就業・生活支援センターの指定法人
 - （２）障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行う事業主
 - （３）助成金の受給資格認定申請（受給手続を参照）を行う年度又はその前年度において、支援した障害者の就職件数又は職場実習の件数の合計が3以上である事業主
- 2 訪問型職場適応援助者による支援の日ごとに、支援内容を記録した支援日誌を作成・保管すること
- 3 訪問型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること
- 4 地域センターの作成又は承認した支援計画に従って適切に援助を行うものであること
- 5 訪問型職場適応援助者の出勤状況及び賃金支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合に応じること

支給額

- 1 本助成金は、受給資格認定を受けた後、支援計画に基づいて支援を行った期間を対象として助成が行われ、申請事業所ごとに初めて実施する本助成金の対象となる支援の開始日から3か月ごとに支給対象期を定めることとします。
- 2 本助成金は、（１）と（２）の額の合計が支給されます。
 - （１）支援計画に基づいて支援を行った日数に、次の日額単価を乗じて算出された額
 - ① 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 16,000円
 - ② 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 8,000円
 - （２）訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

受給資格認定申請や支給申請の期限を過ぎると、原則として当該申請期限に係る受給資格の認定や助成金の支給を受けることができませんので注意してください。

1 受給資格認定申請

各年度において、助成金の対象となる支援を実施する予定がある場合は、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※4）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（※5）へ受給資格の認定申請をして、支援を開始する前に、受給資格の認定を受けて下さい。

なお、事業所として実施する支援の日程が決まってから受給資格認定申請を行う場合は、その支援の開始日の2週間前までに、受給資格の認定申請をすることが必要です。

2 支給申請

1によって本助成金の受給資格の認定を受けた後、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて（※4）、受給資格認定申請を行った労働局（※5）へ支給申請してください。

※4 「受給資格認定申請書」、「支給申請書」の様式やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※5 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページ)のD～Fにご留意ください。
- 2 本助成金を受給するためには、上記以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

Ⅲ 企業在籍型職場適応援助促進助成金

企業在籍型職場適応援助者を配置して、自社において雇用する障害者に、職場適応援助を行う事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着の促進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の「対象労働者」の職場適応のために、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター（以下「地域センター」）が作成又は承認するジョブコーチによる支援計画（以下「支援計画」という）において必要と認められた2に該当する支援を、3に該当する企業在籍型職場適応援助者に行わせた場合（※1）に受給することができます。

※1 障害者総合支援法に基づく就労継続A型事業所の利用者としての就労を継続するための支援に関する計画に基づく支援は除きます。

1 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、次の（1）と（2）に該当する者です。

（1） 次の①～⑦のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 発達障害者
- ⑤ 次のアからウのいずれかに該当する難治性疾患を有する者

ア 厚生労働省が実施する厚生労働科学研究費補助金による旧難治性疾患克服研究事業のうち臨床調査研究分野の対象疾患

イ 筋ジストロフィー

ウ 以下の25疾患

シャルコー・マリー・トゥース病、先天性筋無力症候群、封入体筋炎、特発性基底核石灰化症、ウルリッヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己貪食空胞性ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、再発性多発軟骨炎、先天性副腎低形成症、肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症、好酸球性消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞僅少症、ルビンシュタイン・テイビ症候群、CFC 症候群、コステロ症候群、チャージ症候群、クリオピン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、TNF 受容体関連周期性症候群、非典型型溶血性尿毒症症候群、ブラウ症候群

- ⑥ 高次脳機能障害のある者
- ⑦ 地域センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者

（2） 支援計画の開始日において65歳未満である者

2 企業在籍型職場適応援助者による支援

対象労働者の職場適応を図るため、「企業在籍型職場適応援助者」が次の（1）～（4）の業務を行うことをいう

- （1）対象労働者及び家族に対する支援
- （2）事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- （3）関係機関との調整
- （4）その他の支援

3 企業在籍型職場適応援助者

次の（１）～（５）のすべてに該当する者であること

- （１）雇用保険被保険者であること
- （２）企業在籍型職場適応援助者養成研修等（※２）の受講者であること
- （３）養成研修受講後、初めて支援を行う場合、地域センターが指定する職場適応援助者とともに支援を行うこと
- （４）本助成金の支給対象期間において、本助成金及び障害者職場定着支援奨励金の支給対象者として現に支援している対象労働者の数が３人以下であること
- （５）国等の委託事業費から人件費が支払われていないこと

※２ この他にも該当する養成研修がありますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット 7～8 ページ）の A の要件に該当し、かつ、B の要件に該当していないことが必要です。

その他、次の要件を全て満たしていることが必要です。

ただし、対象労働者又は企業在籍型職場適応援助者を、支給対象期間の末日までの間に事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む）した場合は、助成金は支給されません。

- 1 同一の対象労働者について、支援の開始日前 3 年間に 2 回（対象労働者が精神障害者の場合は 3 回）以上、本助成金を受給していないこと
- 2 支給対象期間における対象労働者及び企業在籍型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること
- 3 地域センターの作成または承認した支援計画に従って適切に援助を行うものであること
- 4 対象労働者及び企業在籍型職場適応援助者の出勤状況及び賃金支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合に応じること

支給額

1 助成対象期間

本助成金は、支援計画に基づいて支援が行われた期間を「助成対象期間」として助成が行われ、1 回の支援につき 6 か月を上限とします。

2 支給額

本助成金は、（１）と（２）の額の合計が支給されます。

（１）支給対象者の類型と企業規模に応じた、下表の「支給額」に示す 1 人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数（※３）を乗じた額

支給対象者	企業規模	支給額（支給対象者 1 人あたりの月額）
短時間労働者以外の者	中小企業	8 万円
	中小企業以外	6 万円
短時間労働者（※４）	中小企業	4 万円
	中小企業以外	3 万円

注 中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」の C を参照

※３ 実施する支援の回数や対象労働者の出勤割合等の条件があります。

※4 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が他の労働者と比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である者をいいます。

(2) 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

受給資格認定申請や支給申請の期限を過ぎると、原則として当該申請期限に係る受給資格の認定や助成金の支給を受けることができませんので注意してください。

1 受給資格認定申請

支援計画の開始日から3か月以内に、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて(※5)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※6)へ受給資格の認定申請をしてください。

2 支給申請

1によって本奨励金の受給資格の認定を受けた後、支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※5)、受給資格認定申請を行った労働局(※6)へ支給申請してください。

※5 「受給資格認定申請書」、「支給申請書」の様式やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※6 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページのD～Fにご留意ください)。
- 2 本助成金を受給するためには、上記以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。